



宮 崎 県 公 報

平成26年3月13日(木曜日) 第2572号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(労働政策課) 1

告 示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………(“ ”) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更……………(“ ”) 3

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支

援事業所)の所在地の変更……………(国保・援護課) 3

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(“ ”) 3

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課) 3

○道路の区域の決定……………(道路保全課) 4

○道路の区域の変更(9件)……………(“ ”) 4

○道路の供用の開始(8件)……………(“ ”) 6

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 7

○市町村宮土地改良事業に係る換地処分届出……………(農村整備課) 8

公安委員会規則

○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 8

規 則

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第7号

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則(平成24年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
[略]						[略]					
訓練科	訓練の対	教科	訓練期	設備		訓練科	訓練の対	教科	訓練期	設備	
訓練系	専攻科	象となる技能及びこれに関する知識の範囲	間及び訓練時間(単位は時間とする。)	種別	名称	訓練系	専攻科	象となる技能及びこれに関する知識の範囲	間及び訓練時間(単位は時間とする。)	種別	名称
1	[略]	[略]	1	系基礎	[略]	1	[略]	[略]	1	系基礎	[略]
金属加工系	[略]	[略]	[略]	(1)[略]	[略]	金属加工系	[略]	[略]	(1)[略]	[略]	[略]
			280	実技					(2) 実技	290	
4	冷凍空調設備施工系	[略]	2	専攻	[略]	4	冷凍空調設備施工系	[略]	2	専攻	[略]
			[略]	(1)[略]	[略]				(1)[略]	[略]	
			300	実技					(2) 実技	310	

配管科	[略]	技			
	空調、給排水設備等の管工事及び設備の取付けにおける技能及びこれに関する知識	2 専攻 (1) 学科 ア [略] イ 給排水設備 ウ～オ [略] (2) 実技	[略]		300
[略]					

配管科	[略]	技			
	空調、給排水衛生設備等の管工事及び設備の取付けにおける技能及びこれに関する知識	2 専攻 (1) 学科 ア [略] イ 給排水衛生設備 ウ～オ [略] (2) 実技	[略]		310
[略]					

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 152号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社サン・ルーム	延岡市平田町2347番地	株式会社サン・ルーム デイサービス 南方	延岡市松山町1221-33	平成26年3月1日
株式会社博楽	延岡市恒富町三丁目5番地6	デイサービス 桜華	延岡市恒富町三丁目5番地6	平成26年2月1日
株式会社宮崎ヒューマンサービス	都城市平江町43号6番地1	株式会社宮崎ヒューマンサービス 日南営業所	日南市木山1丁目1番15号	平成26年2月1日
医療法人隆徳会	西都市御舟町1丁目78番地	ケアコールセンターこまわりさん	西都市御舟町1丁目93番地2	平成26年2月1日

株式会社博楽	延岡市恒富町三丁目5番地6	ホームヘルプサービス 桜華	延岡市恒富町三丁目5番地6	平成26年2月1日
株式会社博楽	延岡市恒富町三丁目5番地6	デイサービス 友貴	延岡市恒富町三丁目5番地6	平成26年2月1日

宮崎県告示第 153号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	オーバ！訪問ヘルパーステーション	小林市細野1487番地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	オーバ！デイサービスセンター	小林市細野1487番地
社会福祉	西諸県郡高原町大	おり鶴訪	西諸県郡高原町大

法人報酬 会	字蒲牟田7348番地 2	問ヘルバ ーステー ション	字広原4965番地 1
-----------	-----------------	---------------------	-------------

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変更年月日
変更前	変更後	
オーパ！訪問ヘルバ ーステーション	ミュージズの朝小林訪 問ヘルパーステーシ ョン	平成26年2月1日
オーパ！デイサービ スセンター	ミュージズの朝小林デ イサービスセンター	平成26年2月1日
おり鶴訪問ヘルパー ーステーション	ミュージズの朝高原訪 問ヘルパーステーシ ョン	平成26年2月1日

宮崎県告示第 154号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉 法人報酬 会	西諸県郡高原町大 字蒲牟田7348番地 2	オーパ！ 居宅介護 支援セン ター	小林市細野1487番 地 1

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変更年月日
変更前	変更後	
オーパ！居宅介護支 援センター	ミュージズの朝小林居 宅介護支援センター	平成26年2月1日

宮崎県告示第 155号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定

により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
合同会社 L i f e C r e a t e	都城市早鈴町12街 区2号	居宅介護 支援事業 所 シュ ョン	都城市上町4街区 19号-ひろマンシ ョン2-A

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
都城市上町4街区19 号-ひろマンション 2-A	都城市早鈴町12街区 2号	平成24年4月1日

宮崎県告示第 156号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人暁 星会	西都市大字 下三財3378	医療法人暁 星会ふだん もとデイサ ービスセン ター	西都市大字 三納3205番 地 4	平成26年 1月31日

宮崎県告示第 157号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成26年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
小 田 康 晴	国民健康保 険西米良診 療所	西米良 村	内科	平成26年 3 月 1 日
榎 木 仁	国立病院機 構 都城病 院	都城市	小児科	平成26年 3 月 1 日

宮崎県告示第 158号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道
路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡都農 町大字川北 字寺迫平下 17876番 4 地先から日 向市美々津 町字宮ノ下 976番地先 まで	11.8～ 26.4	272.7

宮崎県告示第 159号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字中之 又字松尾 7 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 6 番 1 地先 まで	旧	8.8 ～ 35.0	652.9
				新	9.0 ～ 53.0	652.9

宮崎県告示第 160号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
33	県道	都城北 郷線	日南市北郷 町北河内字 矢立尻2597 番26地先か ら同市同町 北河内板谷 国有林80イ 林小班地先 まで	旧	10.2～ 24.0	83.8
				新	10.2～ 24.0	83.8
					7.4 ～ 13.9	87.0

宮崎県告示第 161号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
43	県道	北川北 浦線	延岡市北川 町川内名字 波婦ノ地50 番 1 地先か ら同市北浦 町三川内字 波婦ノ原52 63番 1 地先 まで	旧	6.2 ～ 12.0	210.3
				新	6.6 ～ 13.4	210.3
					4.3 ～ 12.4	199.0

宮崎県告示第 162号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	児湯郡新富 町大字日置 字毛作5176 番6地先か ら同郡同町 同大字同字 5176番6地 先まで	旧	8.3 ~ 8.8	64.3
				新	8.3 ~ 12.8	64.3

宮崎県告示第 163号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市宮長 町 107番26 地先から同 市同町 107 番26地先ま で	旧	19.2~ 24.5	35.5
				新	19.2~ 25.6	35.5

宮崎県告示第 164号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市中川 原町五丁目 5383番1地 先から同市 同町五丁目 5391番2地 先まで	旧	6.8 ~ 15.4	434.2
				新	17.9~ 24.1	434.2

宮崎県告示第 165号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
312	県道	木城西 都線	児湯郡木城 町大字椎木 字小並原 1 35番1地先 から同郡同 町同大字同 字 139番1 地先まで	旧	7.6 ~ 12.0	60.0
				新	10.0~ 12.2	60.0

宮崎県告示第 166号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町浦之名字 赤谷4324番 2地先から 同市同町浦 之名字越ヶ 迫4217番1 地先まで	旧	6.6 ~ 17.3	572.9
				新	7.9 ~ 18.7	572.9

宮崎県告示第 167号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
405	県道	西麓小 林線	小林市細野 字湾津4572	旧	10.7~ 11.5	411.1

		番 2 地先から同市細野同字4605番10地先まで	新	10.7～ 15.7	411.1
--	--	---------------------------	---	---------------	-------

宮崎県告示第 168号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
33	県道	都城北郷線	日南市北郷町北河内字矢立尻2597番26地先から同市同町北河内板谷国有林80イ林小班地先まで	平成26年 3 月24日

宮崎県告示第 169号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
43	県道	北川北浦線	延岡市北川町川内名字波埦ノ地50番 1 地先から同市北浦町三川内字波埦ノ原5274番地先まで	平成26年 3 月13日

宮崎県告示第 170号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富町大字日置字毛作5176番 6 地先から同郡同町同大字同字5176番 6 地先まで	平成26年 3 月13日

宮崎県告示第 171号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市宮長町 107番26地先から同市同町 107番26地先まで	平成26年 3 月13日

宮崎県告示第 172号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市中川原町五丁目 9 番 1 地先から同市同町五丁目5391番 2 地先まで	平成26年 3 月13日

宮崎県告示第 173号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
312	県道	木城西都線	児湯郡木城町大字椎木字小並原 135番 1 地先から同郡同町同大字同字 139番 1 地先まで	平成26年 3 月13日

宮崎県告示第 174号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋山線	宮崎市高岡町浦之名字赤谷4324番 2 地先から同市同町浦之名字越ヶ迫4217番 1 地先まで	平成26年 3 月13日

宮崎県告示第 175号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月13日から平成26年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
405	県道	西麓小林線	小林市細野字湾津4572番 2 地先から同市細野同字4605番 10地先まで	平成26年 3 月13日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス大貫店
延岡市大貫町三丁目1283番 外11筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成25年11月20日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 3 月13日から平成26年 4 月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオン多々良ショッピングセンター
延岡市多々良土地区画整理事業地内19-1-3街区 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成25年12月18日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 3 月13日から平成26年 4 月14日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 第 1 項において
準用する同法第54条第 3 項の規定により、延岡市長から舞見田地区
の換地処分をした旨の届出があった。

平成26年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月13日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 4 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(高速道路交通警察隊長の権限)</p> <p>第12条の 2 法第 114条の 3 の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等（<u>東九州自動車道のうち大分県との県境から北川インターチェンジまでの間及び門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの間を除く。</u>）に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>別表第 3（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から日向市大字平岩字橋ノ口7374番まで</td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番 2 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	[略]		東九州自動車道	東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から日向市大字平岩字橋ノ口7374番まで	東九州自動車道	児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番 2 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで	[略]		<p>(高速道路交通警察隊長の権限)</p> <p>第12条の 2 法第 114条の 3 の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、警察本部高速道路警察隊長に行わせる。</p> <p>別表第 3（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	[略]		東九州自動車道	東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで	[略]	
路線名	区 間																		
[略]																			
東九州自動車道	東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から日向市大字平岩字橋ノ口7374番まで																		
東九州自動車道	児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番 2 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで																		
[略]																			
路線名	区 間																		
[略]																			
東九州自動車道	東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで																		
[略]																			

附 則

この規則は、平成26年 3 月16日から施行する。